

共に学び磨き進まん

日々向上 ～昨日より今日 今日より明日～

横中は
愉快だ
宇都宮

UTSUNOMIYA

江川沿い遊歩道にコスモスを植えました

去る7月5日(日)の朝、横川東小学校の東側を流れる江川の遊歩道にコスモスの苗を植える活動をしてきました。この活動の実施主体は「**横川地区子どもふれあう会**」ですが、本校からも**ボランティア委員会の生徒を中心に35名の生徒が参加**し、地域の方々とともに心地よい汗を流しました。秋には綺麗な花をたくさん咲かせ、地域の方々の目を楽しませてくれることでしょう。

例年であれば、生徒たちが種から育てた苗を植えるところですが、今年は臨時休業によりその作業ができませんでしたので、生徒の代わりに地域の方が苗を育てておいてくださいました。本当にありがとうございました。



これって・・・どう思いますか？

※生徒の皆さんに考えて欲しいこと



職員室前の廊下にはこんな物がいくつも鎮座しています。校長室のドア付近でも廊下の一角を占領していて、生徒の皆さんの通行を邪魔しています。「邪魔だなあ・・・」と感じている人はいませんか？

きっといますよね。まさか、「そんな物があつたのを知らなかった」なんていう生徒はいないと信じています。

生徒の皆さんに聞きます。「**これって必要ですか？**」

いつから置いてあるかは知りませんが、はっきり言ってこれは不要な物です。**世間からは、「物事の良し悪し」「時と場、状況に応じた言動」が**

できて当たり前と見られる中学生の皆さんにとっては、「こんな物が置かれていること自体悔しくないのかな・・・」と思いながら廊下を歩いています。

似たようなこととして、6月に学校が再開してから2か月足らずのうちに、地域の方々から次のような電話がすでに5件もかかっています。「**中学生が自転車で並進していて危ない。大きな事故につながる心配があるので電話をしました。**」

このことについて、私もとても危惧しています。この問題は、命に係わることだからです。ご連絡をいただくたびに、交通安全担当職員から全校生徒に呼び掛けていますが、なかなか改善されない状況にあります。

上記の2つのことは、内容は違えど、**原因は共通している**と感じています。この**原因が何であるのかを一人一人が考え、一人一人が改善に向けた意識改革・行動改革**につなげていって欲しいと思っています。**『考動(考えて動く)』が大切です！**

廊下の邪魔物がなくなり、地域の方々からは「横川中生徒の自転車の乗り方がとても素晴らしいですね！安心して見ていられます！」というお褒めの電話がかかってくることを、首を長くして待っていようと思います。

生徒の皆さん、頼みましたよ！『考動』を見せてください。

お知らせとお願い

※保護者の皆様へのお知らせとお願いです。ご確認ください。

①「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部改正」のお知らせ

とても残念なことです。虐待による児童相談所等の関係機関への相談や通報の件数は増加の一途です。栃木県では4年連続でその数が更新されています。全国的にも平成2年から統計を取り始めて以来、28年連続で増えているそうです。

件数が増えているのは事実ですが、必ずしも【件数増＝虐待数増】ではなく、子どもたちを取り巻く社会の関心が高まっていることも背景にあり、「疑わしきは通報」という地域住民の意識の高揚もその一因として挙げられています。

虐待は、将来のある子どもたちに、身体的影響、知的発達面での影響、心理的影響などの暗い影を落とし、正常な成長を妨げる何よりも重大な人権侵害行為です。そうした虐待から子どもたちを守るために、**児童福祉法の一部が改正され、今年4月から施行**となっています。この改正により、**『親権者等による「体罰」が禁止』**されました。親権者であっても、「しつけと称する体罰」は許されないことが法によって定められています。

本校だけでなく、横川地区から虐待による被害児童・生徒を出さないためにも、

「関心を持つこと」がとても大切だと思います。

「あれ？いつもと様子が違う。」という気付きと、**勇気ある通報が地域の子どもたちを守る**ことにつながります。**通報者の匿名性は守られます**ので、「疑わしきは通報」というスタンスで横川の子どもたちを守っていきましょう。ご協力をお願いします。

②「保護者からの体罰等に係る相談会（第1回）」のお知らせ

昨年度も実施しました標記相談会を本年度も2回実施いたします。この相談会は、教職員による体罰や不適切な指導の根絶を図り、「信頼される学校づくり」を進めるための相談機会と考えております。第1回目の相談会を以下のとおり実施いたしますのでご利用ください。

・実施日時：8月27日（木）、28日（金） 両日とも9：00～16：00

・相談方法：校長・副校長が、電話相談または面談のいずれかご希望の方法で話を伺います。※面談をご希望される方は、事前に来校予定をお知らせ下さい。

③「学校開庁日」のお知らせ

宇都宮市立小・中学校全校で、**今年度も学校開庁日を設定**します。

期間は、8月13日（木）～16日（日）の4日間です。期間中は、終日学校は無入化となりますのでご承知おきください。この間、学校は通常の機械警備及び警備会社による巡回パトロールにより警備されます。

◆万が一、この期間中に交通事故等の急を要することが発生した場合は、速やかに下記までご連絡をお願いいたします。

ア 8/13・14の8:00～16:30 → 市教育委員会教職員グループ

028-632-2726

イ 上記以外の日時

→ 市教育委員会夜間休日緊急連絡先

028-632-5115

④「コロナウイルス感染症に関連した対応」についてのお知らせ

ここにきて、都市部を中心にコロナウイルス感染症の罹患者が増加しており、栃木県においても増加傾向にあるように感じています。現状では、誰が感染しても不思議ではない状況ですので、お子様やご家族の方が以下のような場合の動きをお知らせします。（下記は一般的な対応ですが、異なるケースもあります。）

◆PCR検査を受けることになった。

・本人の場合：検査日をお知らせください。検査日は学校を臨時休業とします。

・家族の場合：万が一に備え、家族の方の陰性が確認されるまで、お子様は自宅で待機するようご協力ください。「出席停止」となります。

◆PCR検査で陽性と診断された。

・本人の場合：治癒するまでは「出席停止」となります。保健所と市教育委員会の判断で、「臨時休業とするか否か、期間など」が決められます。

・家族の場合：保健所の判断でお子様が濃厚接触者と特定された場合、検査で陰性が確認されるまで「出席停止」となります。学校は通常どおりです。